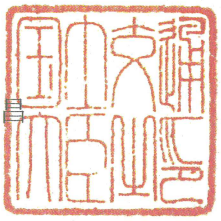
認　定　書

国住指第　５５７　号
令和７年６月10日

株式会社ケイエス工業
代表取締役　角　重満　様

国土交通大臣　　中野　洋昌



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第1条の3第1項第一号イ及び同号ロ(1)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
　TFBM-256026

2. 認定をした構造方法等の名称
　鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部

3. 認定をした構造方法等の内容
　下記及び別添の「1.品質管理体制」による。
　(1)鉄骨製作工場の名称及び所在地
　　①名称　　株式会社ケイエス工業　本社工場
　　②所在地　埼玉県川口市東本郷1-5-18
　(2)適用範囲
　　① 建築鉄骨溶接構造の400N及び490N級炭素鋼で板厚40㎜以下の鋼材とする。ただし、開先加工を施さない通しダイアフラム、ベースプレート及びノンダイアフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの板厚は、40㎜を超えることができる。
　　② 作業条件は下向及び横向姿勢とする。溶接技能者の資格は、SA-3F及びSA-3H又はA-3F及びA-3Hとする。
　　③ 鋼種と溶接材料の組み合わせによる入熱及びパス間温度の管理値は、別添の「２．入熱・パス間温度」による。
　　④ 溶接方法、鋼種及び板厚の組み合わせによる予熱温度の管理値は、別添の「３．予熱管理」による。

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。